

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

1 人事異動関係文書の改ざん等について

- (1) 職員 南区 市立中学校 校長 (50代)
- (2) 処分の内容 停職3月
- (3) 処分事由

所属職員から提出を受けた人事異動に関する文書の自己申告部分を改ざんし、令和4年1月に教育委員会へ提出した。

また、令和3年7月、校長室において、自身が同席していない場での職員同士の会話を秘密裏に録音するなどした。

2 勤務管理の懈怠、テストの不適切な取扱い等について

- (1) ① 職員 (当時) 城南区 市立小学校 校長 (60代)
- ② 処分の内容 停職1月
- ③ 処分事由

令和3年2月から3月までの間、所属職員1名の休暇手続き等の勤務管理をしなかったほか、令和2年度末に未返却のテストを預かりながら後任の校長に引き継がず、長期間放置される事態を招いた。

また、同年度、所属職員の児童に対する不適切な指導等について、校長として十分に対応しなかった。

- (2) ① 職員 (当時) 城南区 市立小学校 教頭 (40代)
- ② 処分の内容 減給(10分の1)3月
- ③ 処分事由

校長を補佐する教頭の立場にありながら、令和3年2月から3月までの間、所属職員1名の勤務管理をしなかったほか、令和2年度、テストの返却状況の確認を十分に行わないなどした。

また、同年度、所属職員の児童に対する不適切な指導等について、校長とともに十分に対応しなかった。

(3) 関係職員への措置

児童に対する不適切な指導を行った教諭に「文書訓戒」、当該教諭を長時間立たせたまま指導するなどした主幹教諭（当時）に「口頭訓戒」の措置を行った。

【問い合わせ先】

サービス指導課長 立山、サービス指導係長 原田・吉崎

電話：7 1 1－4 8 1 3（内線：3 6 6 4）